

中央防災会議
「大規模水害対策に関する専門調査会」(第17回)
議事録

平成21年10月1日(木)
全国都市会館 3階 第二会議室

開 会

○越智参事官 それでは、委員の先生が何名かまだ到着しておりませんが、定刻となりましたので、ただいまから「中央防災会議『大規模水害対策に関する専門調査会』」の第17回会合を開催いたします。

委員の皆様には、本日は御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は木津委員、重川委員、田中里沙委員、辻村委員、虫明委員、森地委員は御都合により御欠席となっております。

それでは、まず審議に先立ちまして、泉大臣政務官からごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

○泉大臣政務官 皆様こんにちは。本日はお忙しい中、第17回の専門調査会に御参集をいただきまして、本当にありがとうございます。

このたび新内閣が発足をいたしまして、防災担当の大臣政務官として就任をさせていただきました、衆議院議員の泉健太でございます。どうぞよろしく申し上げます。

前原大臣、そして、大島副大臣の下で私も仕事をさせていただくわけでございますけれども、私も地元では一消防分団員でございまして、これまでもパトロール等々、常に行ってまいりました。そういったこともございますし、恐らく全国各地、多くの方々がこの日本においては水害というものに何らかの関係をしている。被害を受けてきたこともある。私はそれが我が国の特徴ではないかと思っております。

そういった意味では、平成18年の設置以来、皆様には本当に御努力をいただいて、今日まで、いよいよ最終段階というところまで近づいてまいりました。やはり避難の仕方、それぞれの命の守り方も含めて、まだまだ国民の間には情報が行き渡っていない側面もござ

います。そして、また地方自治体と国や企業との連携、そういったものもこれから更にしっかりとしていかななくてはいけない。さまざまな課題がある中で、皆様にはこういった貴重な御議論をいただいていることに感謝申し上げたいと思います。

災害の問題というのは、勿論、党派も政権もございません。常に国民の命を守る、これは大前提でございますので、皆様の命と財産を守るために我々も一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、どうかこれからもよろしくお願いいたします。

今日の議論が大変すばらしい議論になりますことを御期待申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

○越智参事官 どうもありがとうございました。

それでは、泉大臣政務官は公務のため、ここで退席をさせていただきます。どうもありがとうございました。

○泉大臣政務官 どうぞよろしくお願いいたします。

(泉大臣政務官退室)

○越智参事官 それでは、まずお手元に配付しております本日の資料の確認をさせていただきます。

議事次第、座席表、委員名簿、次回開催予定の次に、資料1、2、3、4、5、6がお手元にあると思います。よろしいでしょうか。

それでは、以下の進行は秋草座長にお願いしたいと思っております。秋草座長よろしくお願いいたします。

○秋草座長 秋草でございます。

まず議事に入るに当たりまして、議事の要旨及び議事録並びに配付資料の公開について申し上げます。

議事の要旨については、調査会終了後、速やかに作成しまして公表すること。

また詳細な議事録につきましては、調査会にお諮りしました上で一定期間を経過した後に公表したいと思っております。

なお、審議中にはかなり不確実なことも多く議論される中で、各委員に自由に御発言いただきたいということで、審議内容については発言者を伏せた形で作成したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○秋草座長 特段に異議がございませんので、それではそのように取り扱わせていただきます。

それでは、議事に入ります。

資料1「これまでの検討内容と今後のスケジュール（案）」、A3の横長のものがございます。

先ほどの政務官の話のように平成18年からやっています、今回17回でございます。前回は大規模水害時における対応課題と対策のうち、大規模水害時の避難想定及び適時・的確な避難の実現による被害軽減について、並びに経済被害等の検討状況について委員の方から御意見をいただきました。最後に気象庁から台風に関する気象情報とその技術について御紹介いただいております。

今回はここに書いてあるとおり、対応課題と対策のうち、委員からの指摘事項及び施策案のたたき台の公的機関等による応急対応力強化及び住民、企業等における大規模水害対応力の強化について、並びに経済被害等の検討状況について事務局から説明します。その後、委員の方から御意見をいただくことになっていますので、よろしくをお願いします。

それでは、まず初めに大規模水害時における対応課題と対策について、事務局から説明をお願いします。

資料説明

○越智参事官 承知しました。

それでは、対応課題と対策のうち、今回は資料2の委員からの指摘事項、資料3、4、5という施策案のたたき台、公的機関等による応急対応力強化等について御説明をさせていただきます。

それでは、まず資料2をお手元に、A4サイズで上とじになっているもので、上下で見るようになっておりますので、横長に置いていただければと思います。

まず1ページをめくっていただきますと、表が出てまいります。前回の御審議でたくさん貴重な御意見や御指摘をいただいたところであります。このような意見はできる限り、後ほど御説明します施策案の中に反映させていただくことを考えている次第です。その中で幾つかの点について資料を作成しましたので、御説明いたします。4点について整理をいたしました。

第1点目ですけれども、膨大な避難者や孤立者数を考えると、自助、共助に何を期待するのかを示しておかないと、避難の実現は困難ではないかという御指摘をいただいております。

また、それに関連しまして2のところですが、避難所の運営についても検討すべきではないか。あるいは避難者の受け入れなどのバックアップについて、制度的な枠組みが必要ではないかということもいただいております。

3つ目の災害時要援護者の支援については、介護保険事業者等と連携すべきという御意見もございました。

4つ目ですけれども、地下空間全体を統轄する組織をつくることを明記すべきだという御意見をいただいたところであります。

以下、順次資料に基づいて御説明いたします。

2ページをごらんいただきたいと思います。これは上の方に絵が付いておりますが、国等の公的主体が中心となっていく公助、住民一人ひとりが取り組む自助、あるいはコミュニティとしての共助について関係性を整理したものであります。横の方に時間軸が入っておりまして、発災前の備え、発災直前、発災直後の場面でどのような役割があるかを考えてみたところです。

下の枠の方に少し説明を入れております。公的主体としては、次の観点から避難行動の支援を実施すべきではないかということでありまして、上の絵と見比べながら聞いていただきたいと思います。

1点目、避難率の向上等の観点から、ハザードマップの作成などをして啓発活動をしっかり実施すべきであるということ。

2点目は避難の確実・円滑な実施の観点から、避難地・避難路の確保、避難行動の分析、それらに基づく避難の指導といったものをやるべきではないか。

それから、避難の安全の確保の観点から、避難情報、特に交通規制や避難誘導等の情報をしっかり伝達すること。

4つ目につきましては、基本となる気象・河川情報、氾濫情報を確実に正確に提供するというようなことが上の図で、公的主体の方を上を書いて、自助の方を地域、住民という形で、それぞれの役割はこういう形になっているのではないかと整理をしたところであります。

3ページをごらんいただきたいと思います。680万人という膨大な避難者数について、ど

うしても避難を回避することのできない人数について、2つの条件で絞り込みを試みしました。

1つ目の条件ですけれども、居住空間が完全に水没するということで、例えば平屋建てであれば平屋がすっぽり水没、2階建てであれば2階までがすっぽり水没、こういうところではそこに残ることはできないということで避難をする。これについてはメッシュごとの階層別人口のデータを整理しましたので、そこから算出をしております。

もう一つの条件として、今度は浸水継続時間が長くなった場合、ここでは3日以上を想定しておりますが、72時間以上継続する場合についてはやはり避難するべきではないかということで、人口の絞り込みを行って見たところです。

その結果を4ページに記しております。右上に丸2つのベン図が書かれておりますが、四角の枠は浸水想定区域内の人口682万人ということですが、条件1と条件2で絞り込みを試みますと、重複のところを差し引きますと右上に矢印で約366万人と書いておりますが、680万人の想定人口がどうしても避難しなければならない条件としてこのようなものを考えれば、約半分ぐらいに絞り込みをすることが可能であるということで、シミュレーションをしております。

5ページをごらんいただきたいと思います。これは避難所への避難者と収容能力の関係を整理しております。今の2つの条件で絞り込んだ人数を避難所に収容する能力があるかどうかをマクロ的に確認してみようということでやっております。ここでは先ほどの366万人のうち、避難所へ避難する比率を阪神・淡路大震災と同じ65%として考えて、約238万人が避難すると想定しております。

下の方に表がありますが、表の左端に各県の名前が書いてありまして、その隣に避難者数と書いてあります。これが先ほど申し上げました238万人の避難者数の各都県ごとの数字になっております。この避難を想定している人たちが例えば避難所に行くとした場合の収容能力はどうかということで、例えば茨城県のところを見ていただきますと、浸水域という欄があります。そこにピンク色がついていて12.3と書いてある。これは12.3万人分の避難所の収容能力があるということで、避難者数が3.8万で、収容能力が12.3万人ですから、ここで大体避難者が収容できるということでありまして、茨城と同様なのが栃木、群馬、千葉でありまして、浸水域を持つ自治体の中に非浸水域がありまして、そこに避難できる収容能力で収まるということでありまして、

なお、下の方にいって埼玉、東京でありますと、それだけでは十分収容できないという

ことで、すぐ隣の市町に避難するとどうか。それでも足りないならもう一つ外縁の市町に行くとどうかということで、シミュレーションをしております。

その結果、下の6ページを見ていただきたいんですが、色を塗っているところがそれぞれの都県で浸水区域を持つ自治体であります。黒斜線のハッチが入っている部分が避難者を受け入れる自治体ということでありまして、先ほどの茨城、栃木、群馬、千葉につきましては、ハッチと色が重なっておりますので、そこで収容できる。埼玉と東京は黒ハッチの部分が外にはみ出していますので、こういうところまでの避難になるということでありまして、ただし、これは同じ都県の中で避難するという前提でありますので、例えば埼玉県東縁あるいは北縁の市町にいる方がそれぞれ隣県に避難をする方が距離的にも短い。収容能力があればそちらにも移動ができますので、人数の絞り込みと収容能力の関係でいけばこういう関係になっておるということでもあります。

次に7ページですけれども、今度は避難者のうちの要援護者について同様な絞り込みを行ってみました。要援護者の対象としましては、社会福祉施設の入所者、病院の入院患者、在宅の要援護者を考えたところでありまして、特に在宅の要援護者につきましては、避難時に支援を要する人数を把握することは大変難しくなっております。それで一定の制限を置いてということで、ちょっと飛びますが11ページまで飛んでいただきたいと思っております。

ここには表が付いておりますが、各地方自治体で避難支援プランをつくっているところで、そのプランの中で要援護者をどう設定しているかということでもあります。見ると、身体障害者では2級以上、知的障害では重度以上、要介護認定者では要介護3以上を要援護者として設定している事例が多いようですので、これによって絞り込んでみますと、要援護者の数を整理したものが、ちょっと飛びまして14ページになります。

ここに「要援護者数の想定⑧(まとめ)」というものが付いておりますが、これを見ていただきますと、上の半分は施設入所者と入院患者であります。入院患者等は約7.9万人の方が浸水区域内におられるであろうと推定をしております、ここで先ほど人口の絞り込みをやったのと同じように2つの条件と当てはめてみますと、福祉避難所へ避難する人口というのが約3.4万人ぐらいになるのではないかと推定しております。

それから、在宅の要援護者につきましても、浸水区域内に約12.1万人ほど想定されますが、条件を入れることによって福祉避難所へは約6.5万人ということになっておりまして、3.4と6.5を合わせると約10万人ほどの要援護者の福祉避難所への避難というものが考えられるのではないかとということでもあります。

なお、在宅の要援護者のうち絞り込み条件よりは小さいからといってそのままにしておくこともできないと考えられますので、ここは何らかの対応が必要だと思いますが、いずれにしても、各地方公共団体とかコミュニティの支援が得られるのがキーポイントかと思っております。

それから、先ほど 238 万という要避難人口の話をしました、更にそれを減らす工夫はないのかということで 15 ページにその対策事例を挙げております。これは排水ポンプとかあるいは排水水門が確実に操作できれば、浸水継続時間が大幅に減少するだろう。実際にシミュレーションではそうなっております。こういう施設が排水対策できることで、避難人口や救助人口を減じることも可能であろうということで試算をしたところであります。

16 ページであります、次のページと併せて広域避難時の運営体制について考え方を整理しております。16 ページの右側の半分の絵を見ていただきたいんですが、広域避難をモデル化したものであります。これはA市とB市とあって、A市の方がB市に避難をするということであり、ケースとして考えられますのは、A市もB市も被災をしてB市の避難所に避難するということでもあります。そうすると、避難所の運営体制としては、被災者が混在した形になりますので、被災地から職員が出向いて避難所の運営を支援するということが考えられるのではないかと。

それから、ケース2はA市だけ被災して、A市にはもう収容できないということで、隣のB市に避難者が避難するということでありまして、これにつきましてはA市の職員が何らかの形で協力協定か何かをB市と結んで、施設管理、避難所の運営に当たることが考えられるということでもあります。

こういうことを考えますと、受け入れ市区町村における協力範囲の設定、すなわち役割分担、それから、受け入れ市区町村で発生する財政負担への対応というものが考えられるのではないかと思います。

それから、広域避難所の避難所運営での課題ということで 17 ページに時系列でどのようなことが起きるかということで整理しております。初動期、展開期、撤収期という流れの中で、広域避難で考えられる課題としましては、課題①のところに避難者が向かうべき避難所の事前調整。それから、受け入れる市区町村の財政負担への対応というのが2つ目。3つ目としては、避難所開設の手続のルール化。4つ目として、避難ルートの周知・徹底、誘導、移動手段をどうするかといったことなどが課題として考えられます。

18 ページ、19 ページには災害救助法の関係の概要を載せてあります。この中で 18 ペー

ジの下の方に書いてあります災害救助による経費の負担ということで、経費の負担については都道府県知事の支弁が原則ということになってございますが、国の負担も割合に応じでやるということが書かれております。

もう一つポイントとしましては、他の都道府県において行われた救助の応援のため支弁した費用、先ほどの例でいうとB県に当たるんですけども、それが救助の行われた地、A県に対して求償が可能というルールは災害救助法で規定されておるものであります。

19 ページは細かいそれぞれの救助の種類等について整理してありますので、省略いたします。

20 ページにつきましては、介護保険事業者等との連携例ということで調べてみますと、横浜の南区役所におきましては、区役所と介護事業者の間で協力協定を締結しているという事例がございました。これにつきましては、介護事業者が契約している要援護者を対象にしまして、協定の主な内容のところに書いていますが、平常時から要援護者の安否確認等の支援体制づくりを行います。2つ目は、サービス利用者の安否確認を行って区役所に報告をいたします。それから、区からの要請を受けて生活支援や避難場所への誘導などの支援活動に可能な協力を行いますといったような協定を結んで、要援護者対応を強化している事例がございました。

21 ページ以降は地下空間のことについて書いております。

まずは大阪・梅田地区における地下空間の状況であります。21 ページに絵がありますように5つの大きな地下街がございまして、これに鉄道の事業者とかビル、テナントがその中にあるということでありますが、これにつきましては、あらかじめ防災への連絡システムや利用者の避難誘導方法を定めておりまして、それを具体的に書いたのが22 ページであります。

22 ページは3層構造になっていますが、ちょうど真ん中のところにテナントという行があると思います。これにつきましては、消防法に基づく協議会で地下街の管理者とテナントを結んでいる、連絡体制がある。それから、大阪市独自の取組みとして総合共同防火管理協議会というものがあまして、これは一番下の並びにあります。接続ビルと連絡体制、連携がとれておる。

大阪の場合には水防法に基づいて避難確保計画の策定を目的にしまして、地下空間の浸水対策協議会ということで、赤い枠で囲っていますけれども、市、防災関係機関、道路管理者、鉄道事業者、地下街の管理者という横ぐしで連絡がとれる。しかも、既存の協議会

を活用して関係者に連絡がとれるようになっているというシステムが組み込まれておりまして、地下街の連携という意味ではいい事例ではないかと思えます。

一方、23 ページ、24 ページにつきましては、東京の八重洲地下街等を示しております。広大なエリアが連絡通路等で結ばれておりまして、これらにつきましては同じように見えますと、24 ページにありますが、消防法等に基づく協議会がございますが、施設管理者とか鉄道事業者あるいは役所、区役所等で連携をとった体制はまだ構築できていないということでありまして、これらの連携、組織づくりみたいなものも今後の課題であると思えます。

以上でありまして、最後 25 ページに避難の考え方について整理をしております。4 点ほど大きな項目を挙げております。

大規模水害時は浸水区域外の広域避難が基本であろうということで、ただし、先ほど言いましたように居住空間が水没するかしないかとか、長く浸水するかどうかといったようなところで、2 つ目のポツにありますように、必要な準備を行った上で垂直避難ということも考えられるのではないかと。そうはいうものの、病院とか要援護者関連施設等では広域避難が実施困難なことも考えられますので、あらかじめ孤立した場合を想定した準備が必要ではないかという避難の考え方。

それから、方法論としては一時避難というものも考えられますということ。

あらかじめ避難のための体制整備ということで、あらかじめどこの広域避難所に向かえばいいかといったような避難計画をつくるということが大事であろう。それから、そういう計画は住民等に平時から十分に知らしめることも大切であろうということでありまして、こういう自助、共助、公助が一体となって実施されるというのが大事でありますということでもあります。

委員の指摘事項については以上で説明を終わりますが、今度は非公開資料 4 の施策案の方を見ていただきたいと思えます。できるだけ手短かに御説明したいと思えます。

文章の 11 ページを開いていただきたいと思えます。以上の御説明とか前回御審議いただきましたことについて一部加筆修正を行っていますので、その部分について簡単に御説明いたします。

まず 11 ページの「Ⅱ. 対策の基本的方向（案）」の中の基本的な考え方のところ、中段にアンダーラインを入れてあります。「浸水深が深く、安全な場所に避難しなければ生命に危険が及ぶ可能性の高い地域や、浸水深が浅い地域でも、浸水継続時間が長く、孤立後

の生活環境の悪化等が想定される地域では、地域外への広域避難が望ましい。しかし、あらかじめ想定していた避難シナリオと異なる被害事態が生じたり、避難勧告・指示の発令が遅れる等の不測の事態が生じることにより、事前の計画通りの対処が困難となる可能性もある。そのため、現実的に起こり得る不測の事態への対処方針についての検討が必要となる」ということをここに入れさせていただいております。

それから、ちょっと飛びますが14ページにも上段のところにアンダーラインがありますが、ここに同様な記述を入れているところであります。

ちょっと飛びまして、16ページの「1.1.2 広域避難に向けた基本方針の検討」というところの中の中段より下のところにありますが「全ての避難対象者が同時に広域避難行動をとった場合、交通渋滞の発生により逃げ遅れが発生したり、広域避難先における避難所の収容力を上回る避難者が殺到するような事態も想定される。また、避難勧告・指示の発令が遅れたり、避難開始行動の遅れにより、広域避難までの時間的猶予が無くなるような事態も想定される。このような事態に対応するためには、自宅付近の小中学校等の建物の上階やスーパー堤防等の高台に一時避難した後で、状況に応じて広域避難先に移動する等、様々な避難行動パターンを検討しておく必要がある」というような内容を入れているところであります。

それから、前回、実施主体を明確にした主語のある文章にするべきだといったような御意見もいただきましたので、できるだけ国、地方公共団体、関係機関等の主語は入れるようにして文章の修正を17ページ、18ページ、19ページ、20ページとやっております。

21ページ、22ページのところをお開きいただきたいと思います。21ページ、22ページには「(2) 地域外における避難所等の確保と運営継続体制の検討」ということで、新たに追記しているところがあります。

22ページの上半分のところアンダーラインが入っております。「なお、広域避難受入先となる地域では、避難者受入環境の整備や運営継続に要する費用負担や小学校等の施設利用等による行政サービスの低下等の問題が生じるなど、大規模水害の場合、浸水被害を受ける地域と被害を受けない地域が特定されるため、市区町村間での相互応援協定の条件が整いにくい特性を有する。そのため、国は、浸水被害を受けない避難者受入先となる地域における避難所運営に必要となる費用等の支援のあり方等についても検討する必要がある。また、国、都県は、広域避難者受入先地域の負担軽減を図るため、広域避難者の受入先地域の拡大など都県域を超える広域的な課題として取り組む必要がある」ということを

追記させていただいております。

26 ページをごらんいただきたいと思います。26 ページは災害時要援護者の関係であります。「(1) 災害時要援護者情報の収集・共有の推進」「(2) 避難支援体制の整備」のところにアンダーラインを入れております。「地方公共団体は、福祉サービス事業者等の関連事業者との連携による支援体制の強化を図る」というようなこと、あるいは重要であるといったような趣旨のことについて必要な箇所に入れさせていただいたところでありませぬ。

それから、地下空間の関係で申し上げますと、31 ページ、32 ページのところにアンダーラインを入れて書いております。先ほど事例で御説明した内容を文章化して、そこに書き込んだところでありまして、このような内容を 33 ページあるいは 34 ページにも付記させていただいているところでありませぬ。

35 ページですが、病院、介護・福祉施設等について前回御審議がありましたので、必要な箇所に所要の修正を入れているところでありませぬ。

以上が前回御説明した中での指摘事項を踏まえて、あるいは前回の御意見を踏まえて修正等を入れさせていただいたところでありませぬ。

あと、40 ページ以降の「2. 公的機関等による応急対応力の強化と重要機能の確保」といったところを御説明して、前半の部分での私の説明は終えたいと思います。あと 6～7 ページありますので、ちょっと辛抱して聞いてください。すみませぬ。

「2. 公的機関等による応急対応力の強化と重要機能の確保」ということで、まず公的機関は応急対応活動とか避難支援活動など、優先度の高い業務を継続性をもって実施するというので、そういう業務をやれるように体制を強化しましょうということを書いております。そのためには被害様相をしっかり想定しなければいけないということ、2.1.1 の後から書いております。

「(1) 役所、消防署、警察署、病院等の施設における浸水危険性の把握」あるいは「(2) 電源設備の浸水による停電の影響評価」ということで、特に電力の供給が停止すると受電設備とか非常用発電設備等の電源設備の浸水により、停電が生じる可能性が極めて高いです。そうなった結果、情報通信機器とかコンピュータ、OA 機器等の使用停止、あるいはポンプなどが止まるといったことに影響が出てきますので、十分に検討しなければならぬいでしょうということでありませぬ。

それから、公的機関の業務継続性の話につきましては、41 ページの上段の方に優先度の

高い業務の選定、目標復旧時間の設定、場所の確保、体制の整備、資源の整備、実施方法、手順等についてきちっとしておくべきだ、体制を整備しておくべきだということで書いておきます。

41 ページの中段からは「2.1.3 業務継続力向上のための対策」ということで書いております。特に水害時の応急対応活動には避難勧告・指示の判断とか、広域避難の誘導、避難所の開設、支援業務など、地震とは少し異なった固有の特性があるものと考えられますので、それらを踏まえたことを考えなければいけないということ。

それから、雨量や河川水位等の情報を的確に伝えなければなりませんというような、こういうところを向上させなければなりません。

41 ページの下の方からは「(3) 浸水により孤立した庁舎等における災害対応活動体制の整備」ということで、幾つか書いております。「① 重要書類等の被災回避」。

42 ページに移って「② 電力等のライフライン寸断時の代替手段の確保」。特に非常用発電装置とか施設内の電気系統を浸水区画とそれ以外の区画を分離するなどの事前の対策を講ずるような話。「③ 必要物資等の備蓄・配備」。それから、長期間の浸水による孤立への対応として「④ 必要物資等の調達体制の整備」などが考えられます。

「(4) 代替施設の確保とバックアップ対策の実施」ということで、代替施設としては広域被災でありますから、地域のほとんどが浸水する可能性のある市区町村が出てくるということで、地域外における代替施設の確保が可能となるように国や都県から合同代替施設の提供とか隣接市区町村との協定などによって、代替施設確保等をやっていく必要があるのではないか。それから、データのバックアップ体制の強化ということもあります。水防対策の実施、こういうようなこともやっていかなければなりません。ということで、対応力等を向上させて、それらに基づいた業務継続計画を策定して、その上で動くということです。

ここまでの業務継続力向上のための考え方や対策を示したもので、次からは医療救護対策のことについてであります。

大規模水害時には治療行為を必要とする負傷者、孤立者が大量に発生することが予想される。救護需要も高まってくる。それから、特異な感染症などが発生するので、そういうものも考慮しておかなければなりませんということでありまして、これにつきましては、申し訳ないんですが、非公開資料5、横長のA4の紙がありますので、簡単に御説明いたします。

非公開資料5をお手元に置いていただきたいんですけども、1枚開けていただきますと「病院等における上層階への避難事例（国立豊岡病院）」ということで、これは平成16年に円山川で起きた大水害で、豊岡の病院で実際に困難を極めたところの事例であります。病院の1階が浸水して、その結果、動かせるものも動かせなかったといったことで、さまざまな支障が生じておりますし、水についても大変苦労したといったことが出ております。勿論、上階へ患者を誘導するといったことでも苦労があったようでございます。

2ページ、3ページのところは、愛媛県の大洲市にある介護老人保健施設と病院の例であります。実はここは平成7年に水害を受けて、これらの施設についても被災したということで、そのときのことが教訓になりまして備えをやりました。防水板を設置したりとか、1階にある水を押し上げるポンプを2階の方に移動させたというような対策をとった結果、先ほど円山川でありました平成16年の取水時にその対策が功を奏して、極めて小さな影響で済ますことができたといったような事例があります。

こういうことから、4ページに「上層階への避難に関する対応課題」というものを整理しております。これらについては、例えば失敗した事例については課題そのままになりますし、改善をした結果うまくいったものについては、裏返しとして課題が改善されてうまくいったということで、そういう事例をざっと並べたものであります。

一つひとつがとても意味のある内容ですが、この中でも「避難の準備」のところでは医療機器等の移動・防水対策が効果的であった。

「施設機能の確認」のところでは、従前から電力が大事だとか水が大事だといったような話をこの専門調査会でもずっとしてきておりましたが、まさに病院の中でもそれに対する備えが重要であるということが言われております。

そういう形で整理をさせていただきました。

また本文に戻っていただきたいと思えます。本文のたたき台の方に戻っていただきたいんですが、こういう対応をしていくことで、救護対策を強化しようということで、そういうことについて書いております。

43ページには「2.2.1 医療救護拠点機能の確保」ということで、これは救護拠点をどうするか、見直していくかどうかということをするべきだということと、医療救護所の設置箇所の周知・徹底をしっかりとやっておくべきだということとであります。

「（2）浸水地域外の後方医療施設との連携」ということで、自分の病院が機能を損なっても、それを引き継いで浸水地域外の事前に選定したところに動くようなこと、事前に

協定等を結んで連携体制をつくっておくことはどうかということ。

44 ページの上の方には、孤立地域への往診の話とか感染症や皮膚疾患等に対する体制の構築みたいなものも書いておるところであります。

「2.2.4 負傷者の搬送・輸送手段の確保」で民間の救急車の活用、バス等による公共交通機関の車両活用などの検討も価値があるであろうということでもあります。

「2.3 孤立地域等への緊急物資の輸送体制の強化」ということで、道路とか鉄道の利用の可否とかアクセスできる交通の確保について努めるということでもあります。

45 ページには被災地以外の拠点の話とかもありますし、民間流通事業者とか輸送事業者との連携等によって、食料とか生活必需品の供給が行える体制についても検討するということでもあります。

ライフライン・インフラ関係につきまして 2.4 のところのシリーズで、一連で書いております。45 ページの中段にそれぞれの電力からガス、上水、下水と順々に書いていっております。

45 ページの(1)の電力供給の確保は、災害時の応急活動、医療活動、生活維持、業務継続等において不可欠であるということから、変電所等の重要施設の防水対策の実施、被災時に備えたネットワークの多重化、分散化あるいはネットワーク系統からの切り離し、ルートの切り替えみたいなことを検討して体制の確保を図っていく。

それから、ガス施設については、付帯設備のかさ上げ等の防水対策や非常用発電装置の配備等の対策を充実する必要があるのではないかと。

46 ページの上水道のところにおきましても、これは先日山口県の方でも浄水場が水没して2週間余り水が供給できなかったというような例もありますので、防水対策の実施とか施設の耐水性の強化、ネットワークの多重化みたいなものを考えていくということでもあります。

「(4) 下水道施設被害に伴う影響軽減対策」ですが、下水道は排水という活動で大きな要素を持っておりますので、排水までの時間が長期化するとさまざまな復旧活動の遅れを誘引するというので、これは水害への備え、対策をしっかりとっておくことが大事であるということでもあります。

情報インフラについては、電力と同様の話を個別事例で少し記したところでもあります。

交通インフラにつきましても、ルートの検討とか、特に人命に関わる重要施設等へのアクセスルートを重点的に確保できるということでもあります。

47 ページの最後に「2.4.3 浸水被災時の早期復旧対策」ということで、大規模水害の復旧・復興時には、まず初めに排水活動がある。地下鉄にしても何にしてもまずは水を抜かなければならないということで、それに関連して、今度は清掃するようときに大量の水が必要になってきますし、そういうことでこういう手順を考えてライフライン・インフラの復旧方法を考えないといけないのではないかということでございます。

そういう観点からしても、これらの復旧見込み情報というのは、関係者あるいは住民も含めて情報の共有化をしておかなければいけないということでもあります。

今日の前半部分での説明は以上であります。長くなって申し訳ありませんでした。

○秋草座長 どうもありがとうございました。

内容が多いんですけども、御質問あるいは御意見がありましたら、よろしくお願ひします。どうぞ。

審 議

○読み方を教えていただきたいんですが、14 ページに「Ⅲ. 実施すべき対策（案）」がございまして、2 段落目の「1.1 広域避難対策の強化」とございます。14 ページの 1.1 のところでございます。その 2 段落目で、そのため、国、地方公共団体云々かんぬんは分析を実施するとともに、その結果を踏まえた避難の基本方針を策定する必要があるとなっております。要するに、国、地方公共団体、防災関係機関及び関連事業者は避難の基本方針を策定する必要があると 14 ページで述べられておられます。

次に 2 ページ進みまして 16 ページでは「1.1.2 広域避難に向けた基本方針の検討」の「(1) 基本方針の検討」というものがございまして、この 2 段落目で、そのため、地方公共団体は、1.1.1 に記述した云々かんぬんを踏まえて、避難に関する基本方針を検討する必要があると書かれておられます。

そういう意味では、14 ページの記述と 16 ページの記述の理由といいますか、どこが違うのかということをお願いしたいと思います。私の説明が悪いのかもしれませんが、教えていただければと思います。

○まず 14 ページの方は、避難のことにしてどういう対策を事前にやっておくべきかとか、避難のときにはどのような動きをするべきかということ、それぞれの事業者ごとに、主体ごとにつくっておく必要があるだろうということです。

16 ページの方は、その中でも直接的に避難の話に取り組むのは、地方自治体が住民と直接接しながら避難の動きをするということで、この部分は地方公共団体のところを強調して書いたところでありまして、決して前に書いてある事業者がやらなくていいということではなくて、避難のことについては地方公共団体が一番近いところにいるだろうということで強調して書いているところでもあります。

○私の質問の仕方が悪かったんだと反省しておりますけれども、要するに避難の基本方針、こういった非常に広域にわたって、何日にもわたって利根川水系、荒川水系で必要とされる避難、それから、こういった基本方針というのはやはり国や地方公共団体がそれぞれに協力しながら、国家は国家としてどのような形でこの避難を考えていくのかということをお示しいただきたいと思います。

要するに、東京都は東京都で例えば 16 ページについてやりなさいと言われても、全体のマスターとなるものがあってやっていきませんと、例えば私どもの江戸川区の人は逃げるとしたら新宿方面には全く逃げられませんので、千葉県に行かざるを得ない。これは勝手に都が考えているんですけども、そういったことを考えた場合にやはり国の御指導といいますか、どういうふうな物の考え方をするんだという、そういうことを是非御指導いただいた上で、私どもは首都圏のそれぞれの自治体あるいは都の区市町村とともにつくり上げていきたいということで申し上げます。

○承知いたしました。

○非常に貴重な御意見だと思いますので、是非事務局の方でよろしくお願いします。

どうぞ。

○大変いいデータを示していただいているんですが、2点あります。

1つは地下街の浸水の問題ということで、大阪の地下街の御紹介があったんですが、実はここまでくるのにやはり 20 年ぐらいかかっているわけです。なぜそれだけかかったかという、消防法の地下街の安全というのは火災とガス爆発だけなんです。そこに浸水の危険性があったところで、法律的な対策を協議する枠組みが何もないということなんです。ですから、八重洲だけではなくて横浜あるいは名古屋、博多という J R の駅前は全部こういう危険性を持っていて、ただ、大阪の梅田の地下街だけが淀川の水位がモニタリングできるような、そういう防災センターができていて、ですから、地上で起こったことが自動的に地下街にも入るようになっている。これは大阪だけなんです。だから、八重洲の地下街で隅田川とか荒川の水位がどうなっているかというのは、全然情報が入っていない。そ

ういう問題というのは、やはり消防法を何とか改正しないと、このままでは物すごく権利関係が錯綜してしまっていて進まないのではないかと。ですから、だれかが文句を言い続けるといいんですが、それはちょっと無理ですので、やはり法律で地下街の浸水の問題をクリアーに進めていく施策というものが要るのではないのでしょうか。

それから、もう一点は要援護者の病院の問題があったんですが、これはその地区の病院が浸かるということも前提に数を評価されているのでしょうか。浸水域での受入機関です。○資料でいうと、どちらでしょうか。

○14 ページに社会福祉施設の入所者の移動が載っているんですが、これは要するにほかの地域に行く前提になっている数は、そこで浸かっているという形になっているんですか。

○病院の場所と浸水エリアを確認して出しております。

○それで大洲の病院とかいろいろな例があるんですが、一番大きな被害が出ているのは実は99年の台風18号で、山口大学の附属病院が高潮氾濫で1階まで水に浸かったんです。これが非常に長期化して、基幹病院だったものですから、1日の外来患者が4,000人という大病院が長期間使えなかったんで、いろいろ報告書が出ておりますので、それも参考にさせていただいて、特に地下に救急医療のコアがあったものですから、大変なことになったと聞いておりますので、それも参考にされたいと思います。

○ありがとうございます。

前段の方で地下街の取組みについての話があったと思います。今回の先生方の御意見をお伺いして、いろいろな関係者に話を聞いていますと、地下空間の話については、以前は国の方から5省庁の通達が出されていて、それに基づいて地下空間の計画調整みたいなものはやっておったということで、そうやっているとたくさん法律が関わってくるので、今はだんだん国の権限を地方に下ろしていこう、あるいは都市計画の話は地方でやっっていこうという話の中で、どうも2001年以降にそれらの地下空間の調整については地方公共団体の中でやるべきだということで、それぞれの法律が消防法とかいろいろとある中でやっています。調整等については、それぞれの地方での取組みという形で変化してきておる中で、こういう連携体制の組織をどうやってつくっていくかということで、先ほど先生から法律の話なども出ていましたけれども、全体の流れとしては今そんな感じになっていますということを知っています。かといって、連携体制ができなければ何にもならないということです。

○そうすると、例えば博多の地下街みたいに3度ぐらい大規模な浸水が起こっていて、な

おかつ安全対策を抜本的にどうしようという動きがないというのは、一体どこがチェックすることになるんですか。それはもう地方に任せてあるから、地方がやらなかったらどうしようもないということなんでしょうか。

○そういうこともあって、平成 11 年とか平成 15 年の福岡の水害を受けて、水防法を改正して避難確保計画をそれぞれの施設管理者につくってもらって、それを地域防災計画に位置づけて、安全管理あるいは安全率を高めていこうということで、そういう取組みは大分してきているということになります。

○でも、水防法というのは基本的には河川ですね。河川、海岸からの氾濫水ですね。ですから、いわゆる内水氾濫での氾濫というのが水防法でも対象になっているんでしょうか。

○水防法では特に内水とか外水という区別はございませんので、内水が入っていないということも言えないんですけれども、従前の水防法の規定を普通に読めば、ほとんどが河川からの氾濫の水を想定した条文が書かれている。だからといって、内水のことは何も入っていませんというところまでは断言できない形になっていまして、近年、例えば下水道があふれて都市が浸水する。こういったことにつきまして、水防法でどういう取組みができるのか。そういったことは今いろいろと検討しているところでございます、内水は水防法で考えないということではございません。

○それから、地下空間の消防法の関係も、消防の方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

○本日、私どもの防災課長が所用により出席できません。私は代理で参っております。私の方から消防庁として責任ある発言はできませんので、それは控えさせていただきますでしょうか。

○今、御指摘の話は、例えば消防法の中で防火管理体制があつて、その対象を水なども含めて広げていったらどうかみたいな御指摘だと思います。

御案内のとおり、大きな建物の地震対策については 2 年か 3 年前に法律が改正されまして、防火だけではなくて防災も含めて対応していこうではないかということで、少し射程を広げたという経緯がございますが、今度は先生がおっしゃったようなところまで、全体して広げられたところまではいっておりませんけれども、私どもの方で今の御指摘を消防庁の方へ正確に伝えて、また検討してまいるようにお願いしてまいりたいと思います。

○どうぞ。

○関連するページからそのまま 1 つ、もう一つは 2 点お伺いしたいと思います。

1つは14ページで、先ほど●●委員が質問されたところです。非公開資料2の14ページですが、ここでいう福祉避難所というのは何を対象に数えられたのかをまず教えていただきたいと思っています。

○先生、福祉避難所という定義の問題とか考えてよろしいでしょうか。

○とりあえずそれでも結構です。

○今、数だけ整理をしております、実際にこういう要援護者の方ですから、普通の避難所ではだめだ。それで福祉避難所という言い方をしているんですけども、具体的にこの受け皿をどういう形でやるかということについては、もう少し分析をしないとイケませんので、福祉避難所がこうあるべしということは今お答えする状況ではないです。

○なぜかという、福祉避難所を指定をされている地方公共団体はたくさんあるんですが、人も施設もあるわけではないんです。福祉避難所の発想は一般避難所では難しいけれども、特別な施設等に入れるためにはちょっと量的に多いのでという感じで置かれていることが多い。したがって、人も施設もない。それをすべてここで考えているような収容の数として数合わせをするのは、ちょっと難しいのではないかという気がしております。

同じような発想で、隣接地域までは避難の収容が可能であるという表現に読み取れるんですが、これは例えば小中学校すべてを入れていて、体育館だけではなく教室ももし算定をしているならば、非被災市町村が学校を休校にして受け入れるというのは現実にはなかなか抵抗のあることだと思います。

今2つのことで、1つお願いがあるのは、幾ら数を減らせといっても莫大な避難人口であることは事実です。今、半分に減らしたとしても阪神の約20倍。1つの発想としては、避難の人口そのものをどう減らすのかということの基本方針などで少し打ち出しておかないと、これそのものを全部受け入れるような体制を考えなさいと自治体にそのまま投げるのはやや無理があるのではないか。多分その答えがここの後段で出てくる排水機能の整備ということだと思いますが、やはりその流れをきっちり押さえておく必要があるのではないか。

それから、小学校の受け入れの問題も現実には阪神でも起きています。隣接で起きているので、そういう面では、先ほど国として避難の基本の骨格をという●●委員の話もありましたけれども、広域な避難計画を立てるような体制なり仕組みをつくるのかということも、内閣府としてはあるいは中央防災会議としては踏み込まれるべきなのではないか。例えば広域協議会みたいな議論というのはあるわけですから、流域ごとにつくるようにしな

さいとか、あるいは国がそこに対してどういう役割を持つのかとか、これはいきなり避難を出す側の市町村に立ち上げ、その体制の仕組みづくりを求めるのはちょっと厳しいのではないかという気がいたします。そこには国なりの責任がきちりあるという、その辺の書きぶりを是非していただきたいと思いました。

以上です。

○どうぞ。

○私も似たような感想なんですけれども、もし私が今、市町村なり都道府県なりにいて、この報告書があって、これによって一体どういうふうになっているかとか、どうするのだと言われたときに、非常に困るといふか苦労するのではないかという気がいたします。

例えば広域避難というのは考え方としてはわかるんですけれども、避難所の収容能力があるかないかというときに、人数を何人置けるかではなくて、それから後かなりの期間にわたって多数の人がそこで生活できるようにしていくという条件整備はどうするか。この中にも備蓄が必要だ、備蓄を十分にやるように努めなさいということになっているけれども、具体的にどれぐらいの備蓄を考えなければいけないのかということになると、その費用というのはあらかじめどうやって用意をして、どこの場所に用意しておいてといったようなことまで自分たちで考えていって、広域避難の受入体制をつくる。

ところが、自分の町自体に被災をしている人たちがいる。それから、物流状態が非常に悪い中で、ライフラインも十分ではないといったときに、本当にどれだけ受け入れられるだろうか。受け入れの準備を前もってやっておくというのは、どういうふうにしてやるかといったことを自分が実際にやらなければいかぬ立場になったら、これはかなり苦労するだろうと思います。

先ほど●●委員からお話があったことと共通するところがあるんですけれども、国も勿論だし、ここは地方公共団体として一括して書かれています、現実には都道府県と市町村でかなり役割が違ってくる。そして、それぞれがうまく広域にわたって話をつけるというのは、よほどよく調整をし、そして、それが実現可能な条件も用意しておいてあげないと、これはそう簡単にはできないのではないだろうかと思います。そうすると、この報告の中でそこまでのことというのはちょっと難しいのかもしれない。むしろ、これに続くもう少し具体化したものをどうするかというのが必要になってくるかもしれない。

例えばここで言われているようなことを地方公共団体、県なり市町村なりが受け止めるとうると、形としてはどうなるか。それは地域防災計画といったものの中に具体化してお

かないと、現実には非常に動きづらいと思います。そうすると、基本方針とここで書かれていることを現実に具体化するためには、地域防災計画の中でどうするかを書いておかないと動けない。その中で県はどうか、市町村はどうか、それぞれで具体的な計画に書いておかなければいけないのではないだろうかということまで考えると、この報告の段階でその辺まで全部きちんとやるというのは難しいかもしれないと思うんですが、この報告が出て、あなたはどうするのかと言われたときに、これは非常に大変だ。そうすると、それらについてはもっと具体的なものを、これからどうするかということが必要になるのではないかという感じがいたします。

○御指摘のとおりだと思います。通常、中防会議の専門調査会で地震の被害想定なども出していただいた後、それを今度は国として受けてどうするのかということで、国としてマスタープランをつくって、そして、それをそれぞれブレイクダウンしていく。ブレイクダウンをしていく過程の中で地方公共団体とも協議をして、整理をしていくという作業をしております。

この大規模水害についても一定の方向性等々を出していただければ、多分そういった作業が必要になってくるんだろうと認識はしているところであります。それにしても、今後どのような議論をして、国、地方公共団体それぞれにおいても、今後どういう作業をすべきなのかということができるだけ、この方向性をきちっと今回のこの専門調査会の報告の中にも含めておいていただければありがたいと思っています。

○どうぞ。

○大規模な水害が起こったときにどういう問題が起きて、それに対してどういう方針で対処するかということは非常に精密に書いてあって、その通りだと思うのですが、大規模ということは、すなわち広域になるということです。水はここから東京都だから流れるのをやめて、千葉県の方に流れようということはありません、当たり前のことですが自然の法則によって流れるわけです。多くの場合、都県の境界をまたがって大災害が起きます。すでに八都県市間の応援協定もあります、書面では大方できているのです。

ときどき8都県市の共同訓練を行うわけですが、3時間から4時間ぐらいの限られた時間で終わるものが多いわけです。その訓練の中で、例えば「これだけの患者を隣接の県や市で受け取って欲しいといえ、はい受け取りましょう」ということで演習は無事終わるわけです。しかし現実にはもっと大変なことが起こると考えられます。有明の丘地域の基幹的広域防災拠点で訓練して考えることですが、恐らく広域災害の場合には、実際には8

都県市それぞれの副知事ぐらいが集まってくるのではないかと。もちろん都県市が相互に助け合うこともありますが、自分の県にはこれだけの救援物資や救援部隊を廻して欲しいと国に求める場も多いと思います。訓練では各都県市から課長あるいは係長クラスの実務レベルが詰めていますが、現実には副知事クラスが詰めることになるのではないのでしょうか。その物資、その救援をわが県に廻してほしいとなり、普通の訓練の場合のように相互にニコニコして「はい結構です」ということにはならず、壮絶な奪い合いの場になるのではないかと思います。

そうだとすると、災害対策基本法に定められているように自治体の首長に責任があるとしても、広域災害の場合は、自治体の間にかかなりの争いが起こることも想定しなければなりません。そのようなときには、国が上からビシヤリと決めることが必要になります。そのためには米国の連邦危機管理庁（FEMA）のような国の組織が必要になります。もしそれが難しいならば、少なくとも同様な機能をもつ調整システムがなければならないと思います。新しい国の組織をつくることはこれから難しいと思うのですが、広域災害では国がFEMA的なセンスで明快に都道府県の間利害を捌く必要がありましょう。地方分権だといって、地方のことは地方で決めると言っても、広域に水災害が起これば「地方のことは地方で」では決まりません。

そういう意味で、例えば最後の方の64ページのIVの辺りに入るのではないかと思います。ここで指摘した場合の訓練をすべきだと思います。そして、そのための八都県市間の訓練は、このぐらいの頻度でこういう計画でやっていくと述べるべきだと思います。当初は単純なことから訓練すればよいと思います。実際に大規模災害が起きたときに、どう対応するかは、この冊子だけではできないと思います。ですから、こういう訓練をやるべきであるということが「V. 今後の検討課題」か「IV. 対策の効果的推進」とか、8都県市がいつもそういう訓練をやっているということが非常に重要なのではないのでしょうか。そういう感じがいたしました。

○どうぞ。

○これを読ませていただくと、すごい違和感を感じるんです。この専門調査会は今の治水施設でこれだけ膨大が雨が降ってきたときにはどうなるかということを検討して、今の状況でこういう水害が起こったらこういうふうにして避難をしたり、こういうふう工夫するしかないということは確かに書かれていて、今もしこれが起こったらそのとおりだと思うんですけども、しかし、これは内閣府の専門調査会が将来を見据えて、要するにこの

報告書を出すとしたら、現状の施設と現状の体制で検討してみたけれども、これだけの水害が起こると、今の体制と今の施設では防ぎ切れないということが明らかになったということをご報告してほしいんです。もしかしたら、温暖化自体を見据えた新たな基盤整備の仕方を私たちは考えなくてはいけないのかもしれないし、今、起こっている水害の中でやっていく今の防災の体制と仕組みでは、多分 366 万人を工夫しながら避難させるということが本当にできるのか。

今、皆さんがおっしゃっておられたことは、私はそのとおりだと思うんだけど、やはりそういうことが明らかになったということもどこかにきちんと書いていただいて、「今、考えられる仕組みや体制の中でやることはこういうことで、これをやっていくしかない。今の堤防の施設なども整備途上だけれども、それも一生懸命やらないと被害を減らしたり、リードタイムを稼ぐことも難しいが、本当に温暖化が進んでいって、こういう水害が起こってきたときには一体どうしたらいいのかということも、もう一回みんなで体制も基盤整備の問題も含めて考えなくてはならない事態になったのではないか」というようなことぐらいまではどこかに書いてもらわないと、どうしても最後まで違和感が残ってしまうというのが私の感想です。

○どうぞ。

○先ほどから大体同じようなお話があるのかと思うんですけども、先ほど話がありましたように、この報告を受けて、いわゆるマスタープランとしての位置づけ的なものを作って、更に具体化していくためには、恐らく個別にそれぞれもっと掘り下げてやらなければならない課題もたくさんあると思います。そういうやらなければならない課題の方向性みたいなものをマスタープランの中で書いておけば、あとはそれぞれまた個別具体的にブレークダウンさせながらやっていくということになるのではないかと思います。

それから、今、●●委員からお話がありましたけれども、外力設定の問題がそもそもあると思います。今回の大規模水害対策の検討は、現状で大きな水害が起きたときにどういう対処をするべきかということで、その前提の下で広域避難とか要援護者対策をどうするかということをやっております。きっと地球温暖化のような話は、これからどういうふうにあるべきかということをも根本からもう一度議論しないといけない部分であり、いわゆる課題として今後何をやらなければならないかというところで、何らかの形で取り上げていくんだらうと考えております。

○ほかにございませつか。どうぞ。

○先ほど出た話題にやや関連するんですが、31 ページ、32 ページのところで地下空間の対応について一応今回大分補強をしていただいたように思います。ただ、本当にこれで行けるのかというのがやや疑問なところがございまして、特にだれがやるのかという主語の問題についてちゃんと確認しておいた方がいいと思います。

1 つは 31 ページの一番最後の段落で、地方公共団体は地域防災計画に位置づけるということで、これは地方公共団体がやることだと書いてあるわけです。「さらに」と書いてあって、次の文章は主語がないんですが、これはその流れから見れば地方公共団体がやると読むのが素直だろうと思います。

ところが、1.6.2 以下の文章はほとんどが地下空間の管理主体で構成された協議会等が中心となりという表現になっていまして、地方公共団体の役割ではないと読める。地下空間の管理主体で構成された協議会というのは具体的にいうと、これだけを見ると地下街と鉄道会社、恐らくはそうなるし、32 ページの一番上の文章でもし協議会が組織されるとすれば、プラス店子と連携する地下空間のビル、これはかなり数が多いですけども、そういう方たちになります。この方たちがいずれにしても自分たちの費用で独自にこういう評価をしたり、計画を全部つくるといのは余り現実的ではないのではないかと。大阪の例を見ても、大阪市がかなり積極的に入ってやっていたらということを見ると、少しこの辺の文章の主語は御検討いただく方がいいのではないかと思います。特に地方公共団体の役割というのが必要なのではないかと気がします。

○よろしいですか。

○承知いたしました。

○いろいろ活発な御議論をいただいています、会議の後半でもまた受けたいと思います。

これは現在の条件だったらこうなるということが詳細に記述してありまして、多分制度設計の見直しとか、あるいは施設とか工事をどうするんだということもこの後にくるんだろうと思っていまして、これは多分中央防災会議に対する提言だという気がしています。土木工事というとなんか問題になるかわからないけれども、現実には最低限はやらなければいけないだろうという感じがしていますので、現状の問題、前提の問題、これからの問題というふうに理解していますので、よろしくをお願いします。

それでは、10 分ほど休憩したいと思います。今ちょうど 3 時半でございまして、3 時 40 分まで休憩したいと思います。よろしくをお願いします。

休 憩

○秋草座長 それでは、時間となりましたので、引き続き議論をお願いいたします。

資料説明

○越智参事官 それでは、これから施策のたたき台の49ページ「3. 住民、企業等における大規模水害対応力の強化」のところを御説明します。この話とA4横長の非公開資料6「経済被害の検討状況について」という資料があると思いますが、これが内容的に関連しているものがありますので、先に非公開資料6を御説明して、その後、施策の本文に入りたいと思います。

資料を1枚めくっていただきますと、写真が付いた2ページというものがあります。これは平成11年の福岡の水害のときに、博多駅前が浸水しまして地下に水が入ってボイラーとか電気設備、あるいは車が被害を受けたという写真であります。

3ページを見ていただきますと、そのときに受電設備とかボイラー等の損傷がひどい。これらについては特注品が多いので、復旧に半年程度かかったということで、地下にあるこういう設備が被災したのと同じようなことが起きるのではないかという事例でございます。

4ページは、今回の利根川、荒川の氾濫シミュレーションで、荒川が氾濫したときに、この浸水エリアに大企業がどれぐらい位置しているかということで見たものです。

右側に絵があります。赤いポツが東京、千葉、埼玉に本社を有する東証一部上場企業大手上位100社の位置を書いたものですが、このうちの42社が浸水区域に存在している。一方、メガバンクとか金融関係の会社についても相当数があるということで、こういうように一度浸水して機能停止すると、大きな影響を全国的に及ぼすことが懸念される会社が集中しているということでもあります。

5ページを見ていただきますと、これは丸の内地区の状況についてヒアリング等をした結果を記したものです。丸の内地区にはオフィスビル、20階建て以上の高層ビルが約50棟ほどありますけれども、ほとんどのビルの受電設備等は地下に設置されておりまして、しかも、水害に対する備え、水防対策がほとんどできていないという状況でありまして、仮にここに水が入ると、左下に漫画がありますが、水は上層階に送れない、電気も止まって

しまう、エレベーターも動かない、空調も動かないといったようないろんな影響が出てきて、ビルそのものが機能不全に陥ってしまうということでもあります。

6 ページも浸水区域の中に存在します大手食品メーカーの状況を確認したところですが、下の方に漫画が付いていますが、全国の小売店からの発注は本社ビルにあって、本社ビルがそれを調整、整理して工場の方に製造の指示を出して、小売店に納品されるといったことで、仮に本社ビルが機能停止に陥れば、納品指示、納品というのが止まってしまふということ、大きな影響が出てくるのが予想されます。ちなみに、小売店舗数でいうと 10 万店舗以上がここに関係しているというヒアリング結果もあります。

7 ページですけれども「運輸・郵送業者におけるデータセンターの浸水による影響」ということで、本社は浸水区域外なんですけれども、データを一元管理しているセンターが浸水区域にあって耐水か水防対策がとられていないということ、ここがダウンしてしまうと全国の拠点に影響が出てくるということ、活動が止まってしまふ。そういう心配をされる場所があります。

8 ページですけれども、これはオンリーワン企業のことを書いております。

8 ページの下半分のところに操業停止に伴う影響ということで、国内シェアの約 65%の部品を自動車メーカーに納めているという会社がこの浸水区域内にもございまして、それが停止してしまうと操業停止期間が非常に長くなる。国内の自動車メーカーにも影響が出るということ、これは中越沖地震で被災したリケンという会社が、同じようにピストンリングが供給できなくて、全国に影響が出たということでありまして、このようなオンリーワン企業も存在しております。

それから、物流拠点という意味でいきますと 9 ページですが、物流ターミナルが浸水して活動できなくなると影響が出てくるであろうということ、そこに 3 パターン書いております。

左の①のところには、公共トラックターミナル、要は荷物を積み替えて各方面へ分配されるんですけども、この地域には首都圏の公共ターミナル 4 か所のうち 2 か所が浸水域内にあるということ、これが使用不可能となると全国的な影響が出てくるのではないかと。

それから、大きな陸運会社の物流倉庫センターもこの区域に約 5 割、大手の陸運会社の 5 割ぐらいの倉庫があるということ、これも大きな影響が出てくるのではないかとということ、物流にも多大な影響、懸念が見込まれるということでもあります。

10 ページですけれども、浸水が想定される市区町村に首都圏の出荷額ベースでいうと 6

5%の印刷・製本関連会社の事業所が集積しているということでありまして、印刷ですから機械は水に弱い、商品も価値を失ってしまうということで、これも定期刊行物の印刷等に影響が出てきそうだとということです。

それから、従前より地下鉄のことは申し上げて、シミュレーション等でもお話が出ていますし、実際の海外での被災事例もありますように、一度浸かってしまうと水を排水できるまでに長期間かかる。機械の再開も合わせると相当の時間がかかるということでありまして、その辺の流れが11ページに書いてあります。

こうすることで、大規模水害での被害の特徴としては、多くの企業等が一度に被災する可能性がある。

それから、予防対策はほとんど進んでいないということ。復旧まで相当の期間がかかりそう。そこが止まってしまうと、狭いエリア、首都圏だけの問題ではなくて全国に波及してしまうであろうということでありまして、これらに対する対応が出てくるということで「経済被害の検討状況について」の御報告にさせていただきたいと思えます。

それでは、本文の施策案の方に移っていただきまして、49ページを開いていただきたいと思えます。そこに「3. 住民、企業等における大規模水害対応力の強化」というものを書いております。これは本日の冒頭の部分で説明した資料にもありますように、公的主体あるいは自助、共助の役割分担のことについて触れております。

49ページの図表2のところに役割分担の考え方ということで、国、地方公共団体の主な役割を幾つか列挙させていただいております。公的なところについては、自助、共助を促進する仕組みの整備が必要だということ。住民等については、正しい理解とか提供する情報に基づく行動判断などについて書いているところでもあります。

50ページから何点かポイントを絞って説明します。

まず大きな柱として、大規模水害に対する正しい認識を持ってもらう必要があるだろうということで、国や地方公共団体については平時から住民や企業等に対して具体的な浸水イメージや浸水時に想定される被災イメージを周知する。あるいは被災前後の対応の在り方などについても情報の共有化を図っていくということで、こういうことを通じて正しい認識の形成を促進していくということが必要であります。

そのためには、発生特性と被害イメージを明確にしておくことが必要ということで、一般の地域住民や企業等にもわかりやすい表現方法等の工夫をしなければいけないということでありまして、これらには新技術の活用等も考えられるということでもあります。

それから、実際に逃げ遅れた場合の状況とか水害時の車利用の諸問題、渋滞の問題、浸水被害時の命の危険性や停電、断水等により生じるさまざまな生活への支障などについて、できるだけ具体的な被災イメージを周知・広報するという事で、被害イメージを明確化するということがまず1つであります。

51 ページの方で対応はどうするのか。対応に関する周知・広報はどうすべきかということでありまして、51 ページの3.1.2の7～8行目ぐらいのところからありますけれども、避難方法や避難場所、安全な避難ルートや移動手段等、避難シナリオや避難計画内容の周知と理解を促進するという事。特に高台の所在やどこが安全であるかということがわかるような表現の工夫をするということ。それから、そういう情報をどこからとるのかというような入手先とか入手手段を周知・広報していくということでもあります。

また、避難率を向上させるためのこともやっていかなければならない。治安の問題とか避難を妨げるさまざまな問題に対して実際にどういうことをやっているかということ周知・広報するという事でもあります。

大きな2つ目ですが「3.2 地域住民の防災力の充実」ということで「3.2.1 避難行動力の向上」というものを最初に挙げております。これについては自主防災組織とか町内会等で避難シナリオの周知や訓練等の地域に密着した防災活動の促進に努めるとか、学校での防災教育の充実、そういうものへの参加で学校、地域との連携強化を促進するなどの事例を挙げております。

52 ページの方に「3.2.2 避難時の相互連携体制の検討」ということで、防災関係、消防、警察というものを加えて、近隣者相互の声のかけ合い体制あるいは避難判断や要援護者の避難支援活動が行えるように地域の防災リーダーを育成するということを考えていくということでもあります。それから、民間事業者とか近隣住民の協力による搬送手段の確保に努めるということを相互連携として考えている。

3つ目に「3.3 民間企業等の被害軽減対策の強化」ということで、どんな状況かということ、先ほど「経済被害の検討状況について」で説明をしておりますので、そういう心配がある中で、それが生じないようにするというような裏返しの書き方をそこにしております。

53 ページですけれども、優先度の高い業務の継続性を確保していく必要があるであろうということで、そこに3点ほど書いております。従業員やお客様、周辺地域住民等に対する安全性確保の観点から継続が求められる業務や、法令順守の観点から継続が求められる

業務については、優先度が高いであろう。それから、サプライチェーンの全体の影響と、対外的に大きな影響を及ぼすものについても優先度が高いであろう。自社の存続、経営についても業務継続していく、あるいは早期の業務再開が必要な業務についても、会社自身としても優先度が高いものであろう。こういうことに対する備えはちゃんと優先度をもってやっていく必要があるということでもあります。

それらの具体の対策については、既に今までさまざまところで議論されておりますデータのバックアップ対策の強化とかデータ、書類等を水に浸からないところに移動させておくとか、ライフライン寸断時の代替手段の確保などそこに書いているところであります。

こういうことを踏まえて、事業継続の計画を策定するというところでありますし、一方、国や地方公共団体もこういうことを支援していこう、支援するべきだということを書いております。

54 ページですが、今度は「3.4 行政・企業・住民等の相互連携」であります。これにつきましては、行政と住民だけではなくて企業も含めて行政との連携ということでありまして、これにつきましては非公開資料 5、横長の「大規模水害対策の施策案（たたき台）参考資料（2.1.1～3.4.2）」というものがあります。この 8 ページをごらんいただきたいと思っております。

8 ページには行政と企業等の災害時協定ということで、これは市川市の例であります、市川市は応援・支援協定を多くの関係者と締結しております。その事例を見てみますと、相互応援協定という形では県内市町村あるいは県、それから県域を飛び越えて近隣の県あるいは少し離れた県の市などと提携している。

それから、応援協定、支援協定ということでさまざまな関係機関、団体と色々な面で協定を結んでいる。

物資の供給協定につきましても、そこに書いてありますように飲食、医薬品、燃料等についての提携を結んでいるということで、色がついているのは、黄色が昭和 50 年から 63 年、平成 10 年までが薄い水色、平成 11 年以降もグリーンの色がついているとおり、ずっと継続的にこういう取組みをやってきて、災害に備えている、企業との協定を結んでいるという事例でございます。こういう連携を強めながら対策を整えていくということかと思っております。

最後 54 ページにボランティア等の連携ということで、これは今やボランティアといろん

な形で協力したり、支援関係にあったりということによってやっておりますので、それが更に充実していくようにやっていく。あるいは復旧・復興までを含めて効果的に連携をしていくということによって記述させていただいております。

「3. 住民、企業等における大規模水害対応力の強化」については、以上でございます。

○秋草座長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見をお受けしたいと思います。どうぞ。

審 議

○今回に至るまで、非常にいろいろなところの被害想定をしていただきました。人命から始まりましてライフラインですとか病院、地下空間、それから、今日は経済的なところまで幅広くさせていただいて本当に盛りだくさんなんですが、前に社会、経済的な影響を伺いたいと申し上げたんですが、経済的なところにはこういうふうに入れていただいているんですが、社会的なところの中で、例えば教育機関への影響というものがどんなものかをお尋ねしたいと思います。

例えば学校というのは、この文脈の中では避難所としての視点で使えるということで書かれていますけれども、学校というものは教育機関として普段は機能しているわけで、そこが使えなくなるわけですね。そういう観点から見ると、しかも、広域で浸水もしていないところももしかしたら閉鎖されるということで、そういう意味での学校あるいは幼稚園、保育園というものへの影響というものはどの程度になり、それがどのぐらいの期間続くのか。その辺の教育的な影響というものがもし何かちょっとでもあれば教えていただけたらと思います。

もう一つよろしいでしょうか。今日のたたき台の中で主語をたくさん入れていただいて、国という言葉も出てきております。国と言われたときに、今までは内閣府か国交省というイメージを持っていたんですが、昨今は違う。9月になってからちょっと違って来たという気もいたしますが、その辺り、国と書かれたときにどういうところを具体的に想定されているのか。それがもしあったら教えていただければと思います。

○何かありますか。

○何点かありましたので順番にいきたいと思います。

まず1つは学校の話ですけれども、実はこの資料の中で説明をはしょってしまって大変

申し訳なかったんですけども、54 ページの下から5行目のところです。学校教育についても防災教育の充実・強化を図っていく。こういう連携強化をやっていくという定性的な書き方とか、あと影響については22 ページです。これでは書き方が足りなかったのかもしれないんですけども、22 ページのアンダーラインを入れたところに、小学校等の施設利用等による行政サービスの低下とあります。これは行政サービスの中に子どもへの教育の話も含めているんです。ちょっと書き方が不十分だったかもしれませんが、こういう影響もあるという定性的な問題は認識しているんですが、これを定量的に具体的にどれぐらいの影響があるという程度を示すところまでにはちょっと至っていないということです。ただ、いろんな人に聞いてみますと、地震などで避難所あるいはそういう場を提供したときに、子どもの教育環境に多少なりとも影響あるいは不便を与えたとか、そういうことは聞いてはおりますけれども、それがどれぐらいであるとかということまではちょっと把握できておりませんというのが1つ目です。

それから、国というのは国の機関ということで、特定のところを指しているわけではなくて、例えば内閣府でもあれば国交省でもある。あるいは総務省の消防の関係の方でもあるということで、行政機関の全般的なことを指していますので、特定のところを言っているわけではありません。そこは柔軟に読んでいただければと思います。よろしくお願ひします。

○どうぞ。

○経済的な影響のところではひどく身近に感じましたのは、実は私どもの本社は大手町、丸の内地区にありまして、新社屋ができたばかりなのですが、多分水害に対して何の予防もしていないのではないかと今ひしひしと思ったところです。

丸の内地区というのは今も高層ビルが次々と建っておりまして、再開発も盛んなところなんですけれども、私も詳しいことがわからないんですが、例えば耐震についても建築基準法とかそういうところでカバーをしていると思うんですが、水害に対しての予防ということで建築基準法なり何なりで法律の網をかけるとか、指導をするとか、そういうことというのは可能なんでしょうか。今、次々建っているところが余りにも無防備だと思ひますので、そういった意味では必要な措置ではないかという気がしました。

○今日の経済被害の検討というのは、固有名詞などをとっているので迫力があまりありませんが、実はかなり衝撃的な内容でして、こういう実態がまだ十分に世の中に広まっていないということ。それから、そういう警鐘をまだ余り鳴らしてきていなかった。特

に公に対して鳴らしてきていなかったということで、今回のこういう専門調査会を契機に水害への備えが極めて大切だということが、まず外に対するインパクトとしてあるんだろうと思っております。

これを法的に規制をかけるかどうかというのは、多分今ある法律でいえば建築基準法とかそういう枠組みだと思うんですけども、この場で規制がどうかというところまでは答えるほどのものはないです。

○●●委員、どうぞ。

○今のところに若干関連するんだけど、先ほど経済被害の検討状況について説明があったけれども、まさにここ10年、20年ぐらいの間に大都市を中心に、いわゆる相互依存性というのが非常に高くなってしまっているわけです。それから、地下街の話もあったけれども、非常に短期間の間に都市の構造などがどんどん変わっているわけです。しかし、そういうものに対して、トータルで物を見ていくところが日本は全然ないわけです。

これは何回も申し上げているけれども、例えば今、丸の内の話が出たけれども、江東区もそうですね。●●委員がよく例に出すけれども、学校を建てる、警察署を建てる。いざ大水害があったときには、それが10mに沈んでしまうようなところに平気でどんどん建てる。警察はそんなところはないと思うが、いずれにしても、大災害、水害とか地震とかそういうものをトータルで横ぐしで見てチェックしていくという機能が全く我が国にはないわけです。そこら辺を総論でもいいけれども、強く言うべきだろうと思います。

アメリカなどは例のカトリーナもそうだけれども、いろんな事案を教訓にして、例えばそういう相互依存性があって、とんでもない田舎であっても、それが被災をしたら大都市にまでどういうふうに及んでくるかとか、そういうものを非常に研究しています。そういうこともひっくるめて、やはりどこかそういうものをきちっと強く言って、ガイドラインなり何なりをつくる。または前回も出たけれども、下敷きではないけれどもチェックポイントという、例えば家を建てる時もそうです。個人の家を建てる時に、どういうことを注意して一つひとつポイントをチェックしていかなければいかぬという、そんなものを個人に任せるのではなくて、具体的なものを提示するということが必要なのではないですか。

我々はこういうふうがいいものをまとめて、みんなわかるけれども、こんなものは個人とか企業個々では全然見ませんから、それぞれがいろんなことを進めていく上で水害なりいわゆる地震なり、そういうもの全体を見ていくというような、そういう役割をどこかで

だれかが果たさなければいかぬ。そのことを是非どこかで強調していただきたいと思いません。

○最初に事務局の方から、今の●●委員の意見についてお願いします。

○今の●●委員と●●委員のお話をまとめてのお話になるんですけれども、建築基準法の中では建築物を規制しているようなものもありますし、実際に氾濫域あるいは普通の土地の土地利用規制については、今後どうすべきかというのはかなりあちこちで議論はされてきております。

実は次回のこの専門調査会での話題の中に、氾濫の抑制対策と土地利用誘導による浸水被害の軽減ということをテーマとして、次回の審議事項の中に入れさせてもらっていますので、それまでに少し今のお話も含めて整理をさせていただきたいと思っております。

○どうぞ。

○実務的な観点からの意見なんですけど、大規模水害対応力の強化に書かれていることはそのとおりだとは思いますが、実際に例えば自治体なり企業なりが具体的にアクションをとろうとしたときに、やはり皆さんも指摘されているように、具体性に欠けるところが多いと思います。我々が実際に仕事をやる時は、ベンチマーキングをするとか、ベストプラクティスに学ぶとか、過去の事例やほかの地域やほかの会社でやっているいいところを知った上で改善活動などをやります。

そういう意味では、こういう大規模水害に対する災害事例であるとか失敗事例、改善事例あるいは海外を見たベストプラクティスとかそういうものを集大成するようなデータベース、みんなが使えるようなものをつくっていただくと非常に具体的なアクションにつなげやすいのではないかと思いますので、是非御検討いただければと思います。

○今のところと関係あるんですけれども、9月26日が伊勢湾台風50年だったんです。そのとき5,098人亡くなったんですが、三重県、愛知県、岐阜県の広域水害という形で、当時、行政管理庁がなぜあれだけの大きな被害になったのかという報告書を出しているんです。その中に自衛隊の小牧の基地で、岐阜県と愛知県と三重県の担当者が救援物資の取り合いをやったということが書いてあるんです。それを自衛隊は調整できなかったということも書いてあるんです。ですから、先ほど●●委員から御指摘があったんですが、当時の教訓がそのまま今も使えるかどうかは検討する必要があると思うんですが、せっかく行政管理庁がそういう報告書を出していますので、一体そういうときに何が起こったのかということちょっとピックアップしていただいて、現代にも通用するような形で提案をいただ

ないか思います。

実は伊勢湾台風の報告書には、昭和 28 年、6 年前の 13 号台風の後、災害復旧事業が国も貧しかったのでなかなか進めなかった。ですから、海岸とか堤防も復旧計画どおりに進んでいなかったというような反省も書かれているんです。ですから、国がせっかくやった調査結果を少し反映したような形で、今、ベストプラクティスの件もありましたが、そういうことをちょっとやっていただきたい。せっかく 50 年前に起こっていますので、それを少し参考にする必要があるのではないかと思います。

9 月 26 日の大阪の新聞には全然伊勢湾台風のこと載っていませんでしたから、多分東京の新聞にも社説以外では何も載っていないと思うんですが、中部地方の大手の新聞だけがそういう特集記事を書いたということで終わっているんですが、やはり 5,000 人以上なくなった災害の教訓というのものも、今、解き明かしてみる必要があるのではないかと思います。

それから、もう一点、実は品川の再開発のときに大手ディベロッパーから相談がありまして、水害の危険性を勘案して開発したいので、どういう方法がいいのかという相談があったんです。最終的にはコストベネフィットの観点から、対策はやっているんです。ですから、法律的にというよりも、むしろ再開発をやる主体に対してアドバイスといいますか、例えば江戸時代に海岸だったところで再開発をやるというのであれば、そういうことを考慮した方がいいということを書いていただいたら、多分被害を受けたときの被害の大きさと初期投資との比較で民間というのは考えていくと思います。ですから、大手の企業がそういうことをやるのは間違えないので、そういう方針を示すだけでも随分効果があるのではないかと思います。それは国交省の管轄かもしれませんが、やはり再開発の許認可の話のときに、一言そういうことを書いていただくというか、それがとても大事ではないか。それを法律で何とかかんとかいうよりも、そういう検討事項の中に入れていただくというか、かつての水害がどうだったかということも考慮した方がいいということでも随分違うと思います。

以上です。

○どうぞ。

○この次やることの中に入るのかもしれませんが、たたき台という中に早目をお願いしておいた方がいいと思います。どのぐらい被害が大きくなったら、あきらめてしまうのか。それは経済社会的な視点でもいいですけども、やめてしまった方がいいかもしれないと

ということもあり得るかもしれない。それをいきなり書くのは難しいでしょうけれども、そういうことも考えられるというような方向で、それはどう対応するかという問題と深く関わってきます。大規模水害の利根川、荒川氾濫の被害地に住んでいる人間の立場から言うと本当にどうするのか。別に首都移転でもいいですし、大改造するのか、復活するのかということが読み取れる、議論になるようなそんな形でお願いします。内閣府でやるんですから、これは是非やってほしい。ちょっとお願い事です。

○ありがとうございました。

ちょっとよろしいですか。大企業の場合、先ほどのものは上場企業だと思いますけれども、上場企業というのは結構手を打つんです。最近はやりのBCPというんですが、Business Continuity Planです。情報があればすぐに手を打つ。例えば宅配便の会社、都内に3つ店舗があれば、必ず1つでもできるように考えているんです。ビール会社もそうです。閉めてしまってほかでやろうかということになります。ところが、中小企業が問題で、中小企業の製造業、印刷はほとんど零細に近いものですが、そちらをどうするんだということは結構大きなあれだと思っています。私どもなども情報を与えるとすぐに動くんです。大企業というのは大体やると思っていますが、中小企業をどうするかという視点が若干必要だと思います。もう一つ、企業というのは割と損益で割り切ってしまうところがあるので、何が何でも動かなければいけないという工場も、先ほどのあの部品の会社は知りませんが、結構割り切っています。ですから、中小企業をどうするかというのが非常に重要だと思っています。

もう一つ大きな問題なんですが、時代が変わって、30年ぐらい世の中はどんどんエレクトロニクスを取り入れている。自動車できえも原価の半分はエレクトロニクスでございまして、つい最近までは20%と言っていたんですが、最近のハイブリッドというのは50%を超えているんです。世の中すべてがそうなってしまっていて、ところが法律というのは機械とかそういうものの進歩を前提としない世の中でできている。この辺ももう一回総点検して、今や町中が通信、電子の塊なんだという前提で制度のトータルを見直す必要もあるのではないかと。長期的な問題ですが、そんな感じがしています。

どうぞ。

○今、御紹介がありましたように、実はここに書かれている個社ベースでの危機管理対策というものは、当社でも業界でも、金融機関、銀行に至ってはバックアップセンターまで含めてすべて持っている、整備していると思います。当社でいえば、当然バックアップセ

ンターもあり、なおかつBCP、Business Continuity Plan というものも持っております。問題はネットワークが生きているかなんです。個社ベースは生きていてもネットワークが生きていませんと、つまり、金融というものが動いていかないという時代に入っておりますので、ここにも幾つかのパートに分かれておりますけれども、個社ベースのところは我々も我々でここに基づいて議論をしたいと思いますが、やはり全体でどうやってインフラが動くのか、機能するのかという視点です。例えばここで書いている情報インフラとか電力とかそういうところもトータルで含めたものをまとめていただきたいと思っております。御紹介も含めて発言させていただきました。

○ありがとうございました。

何かコメントありますか。

○今、大企業の話だけではなくて中小企業というお話もありましたが、確かに今日の事例にもありましたように、印刷業などは大きな企業ではないということで、これが集合体になると大きな影響を及ぼすという事例もありますし、そもそも水害自体は企業を選んで被害が特定されるわけではありませぬので、そういう意味では大企業に限らず、大規模水害という実際に起こる事象に対してどうするべきかということで、この報告書はできるべきものだと思っていますので、今いただいた御意見をきちんと反映したいと思います。

一方、BCPの話などは、調査は結構いろんなところでやって進んでいる。大企業はかなり進んできております。地震に対してのBCPというのは格段に進んでいるとは思いますが、水害という面でみると、例えば固有の課題が出てきますので、地震のときには電気系統は水に濡れる機会はほとんどないんですけども、水害の場合には一遍濡れてしまったり泥がついたりするとすぐに使えなくなるというような、いわゆる水害に対する備えとしてのBCPというものがどこまであるかという、現実、地震先行で水害に対してはまだまだ不十分ではないかというところがありますので、今回の報告書がそういう意味での施策を展開させていく1つの起爆剤になればとも思っております。

閉 会

○秋草座長 ありがとうございました。

大体予定の時間になりましたので、これで一応本日の議論は終わりたいと思っています。非常に活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

また本日十分に発言できなかつた点は、後日、事務局の方に御連絡いただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで終了しますが、事務局から御連絡があればよろしくお願いいたします。

○越智参事官 本日は大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。本日、十分に答えられなかつた点もありますが、それらについても事務局の方で検討して善処できるところはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

配付しております開催予定にも記載しておりますように、次回は 12 月 1 日火曜日 14 時から、ここと場所は違いますが、東京グリーンパレスを予定しておりますので、御出席方々よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。資料が大変多うございますので、送付を希望される方は封筒に名前を御記入いただいて、机の上に置いていただければと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の専門調査会を終了させていただきます。本日は長時間どうもありがとうございました。

— 了 —